

静岡県公立大学法人業務方法書

平成19年4月1日 規則第18号

改正 平成22年3月16日

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年静岡県規則第14号）第2条に規定する事項を定め、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の行う業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により静岡県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、静岡県公立大学法人定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

(雑則)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、静岡県知事の認可があった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、静岡県知事の認可があった日から施行する。